

令和6年度日野町農業振興施策に関する意見書

近年、農業を取り巻く環境は、急激な人口減少、農業者の高齢化や後継者不足、所得の低迷など、依然として厳しい状況にあります。また、国際情勢の著しい変化が、肥料、燃料等の生産資材の高騰に拍車をかける一方で、容易には価格転嫁を行えず、多くの農業者経営体が先行き不透明な状況におかれています。加えて、水田活用の直接交付金の見直しによる5年水張問題は、本町の農地維持に重要な役割を果たしてきたソバ栽培等の継続に深刻な打撃を与え、耕作放棄地の拡大や離農増加、地域景観の悪化などが懸念されています。

国においては、農政の憲法と呼ばれる「食料・農業・農村基本法」が、制定から四半世紀ぶりに、改正となり、「農業の持続的な発展」を基本理念に掲げ、活発な議論が行われております。本町にも関わりの深い論点といたしましては、認定農業者等の「担い手」が農業生産の相当部分を担う農業構造を踏襲する一方で、本町の農家の大半を占める中小規模の経営体等にも光が当てられ、農地維持に欠かせない「多様な担い手」として位置づけられることとなりました。

また、議論の過程におきましては、本町内の農家の方からも要望を聞くことが多い内容も含まれており、「戸別所得補償制度の復活」や「国立農業公社の設立」なども提起されました。戸別所得補償制度の復活については、需要のある作物への転換を重視すべきだとして不採択となりました。また、「国立農業公社の設立」も財政面での課題があるとし不採択となっています。これらの結果からもわかる通り、施策の実現においては、財政的制約があることは、十分、配慮した上で政策提言を行うものといえます。

昨年度より、地域農業の将来計画である「地域計画」の策定を進めるべく、町内の全集落を対象として、集落訪問等を実施し、地域の課題やご意見、ご要望を伺って参りました。最も多かった意見として、10年後の地域農業の状況を見通した際、耕作者不在の農地が大半となり、農地はもとより、集落そのものがどうなってしまうのか、とても不安であるというものでした。

未曾有の人口減少が進む中、全ての農地を守ることは、困難ではありますが、それを踏まえた上で、戦略的縮減と再構築を図るための施策を講じる必要があります。持続可能な農業を将来に引き継いでいくため、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和6年7月9日

日野町農業委員会

会長 長住 武美



令和6年度

日野町農業振興施策に関する意見書

令和6年7月9日

日野町農業委員会

1 新規就農者の確保・育成について

地域計画に係る集落訪問を通じて、最も課題となったことは、次世代を担う農業者の不足です。担い手を含む、全ての農業者の高齢化が進み、いつ、耕作が出来なくなってもおかしくない状況にあるにも関わらず、次世代を担う農業者が不在となっている集落では、地域農業の将来に大変な不安を感じておられます。その一方で、新規就農者受け入れの受け皿となる担い手農家も高齢化のため、技術継承を図るならあと数年しかない状況にあります。農地利用の最適化を図るためにも、まずは、担い手の確保をお願いします。

そのため、待ったなしの喫緊の課題として、新規就農者の確保・育成のための施策を早期に強力に講じていただきたく、以下のことを提案いたします。

- (1) 認定農業者等の担い手農家及び日野町農林業振興公社を受け入れ団体とした新規就農者の確保・育成体制を構築すること。
- (2) 地域おこし協力隊制度を活用した農業研修生の募集及びインターンシップ等を実施すること。
- (3) 定着率の高い地元からの新規就農者を促進するため、地域おこし協力隊制度と同等同様の支援制度を創設すること。
- (4) 新規就農者の横のつながりも重要であることから、同時期に町内に複数以上の新規就農者がある状況となるように配慮すること。
- (5) 女性目線の食糧生産、特産品の開発等は、今後、その重要性を増してくることから女性の就農者を呼び込むため、夫婦での新規就農及び女性が働きやすい職場環境づくりを支援、推進すること
- (6) 新規就農者を呼び込む情報発信のため、町公式ホームページでの求人情報の細目な更新や有料求人サイトへの登録、農業大学校等へ出向き求人情報を発信すること。

2 日野町農林振興公社の役割に係る方針転換、人員体制及び機能強化について

地域計画に係る集落訪問を通じて、担い手が不在となる集落においては、農地維持に係る最後の砦として、日野町農林振興公社に期待する声が多く寄せられました。

公社創設当時においては、全ての農地を守るため、担い手が預からない農地を引き受け、最後の砦としての農地維持を図る役割を長年、担って来られたものと考えます。しかしながら、近年の農業を取り巻く状況は、大変厳しいものがあり、さらに5年水張問題は、公社受託事業におけるソバ栽培の継続に大変な打撃をあたえるものと考えます。

こうした状況の中、公社の役割についても、方針転換、人員体制及び機能強

化を図る必要があるものと考えますので、以下のとおり、提案いたします。

- (1) 全ての農地維持を図る最後の砦としての役割を担うのではなく、担い手が不在である地区において、採算性を見込める農地のみを守り、新たな担い手にまとまった農地を円滑に託す中間管理者としての役割を担うよう、地権者等の理解を図りながら、徐々に方針転換を図ること。
- (2) 安定した経営及び機能強化を図るため、必要な人員の確保、本町職員と同等水準の給与体系への見直し及び年間を通じた雇用体制へ早急に移行を図ること。
- (3) 新規就農者受入団体及び新規就農者を支援する体制を強化するため、農業機械のリース及びそのリース費用への助成制度を創設すること。
- (4) 人手不足を補うため、建設業者と業務連携を行うこと。
- (5) 中山間地域等直接支払交付金等の補助金制度が複雑化する中、パソコン等の扱いに慣れない高齢者にとっては、負担が大きく、補助制度を活用しづらい状況になっています。その対策として、補助金申請等の事務受託体制等の機能強化を図ること。

3 がんばる地域プランの改善と取組継続について

令和2年度から令和6年度までの5年間、がんばる地域プランに取り組み、現在、推進連絡会において、効果等についての振り返りを行っているところです。効果の有無によって、取組内容の取捨選択を行うことを前提として、共助体制の構築等を目指した取り組みの定着及びより一層の推進を図るため、以下のとおり、改善し、次期地域プランとして、継続して取り組むことを提案します。

- (1) 基本方針である「地域一体となって話し合い、助け合い、農地や地域を守っていく仕組みを作る」ことの推進を図るため、地域農業の将来計画である地域計画の策定を進めていますが、共助体制の在り方について、どういった共助体制を目指してよいのか選択肢を思い描けない集落が多いです。そのため、人口減少が進む本町において、上手に縮めて、持続化を図る目指すべき共助体制の在り方について、町の方針を示すこと。
- (2) アグリサポートひの事業について、作業を行う担い手が不足していることが課題となっている。現在、除草作業等1時間あたり1600円(目安)の作業賃であり、町からの補助金等が入っていない状況であるが、担い手を確保するため、町から補助金等のかさ上げ支援を行うこと。
- (3) 日野町農林業振興公社の体制・機能強化については、上述のとおりのため、省略。

- (4) 循環型農業及び耕畜連携の推進を図るため、堆肥散布事業の継続を図ること。
- (5) 水田活用直接支払交付金の見直しによって、5年に1度、水張ができないソバ栽培地等では、令和8年度までで当該産地交付金が交付されなくなってしまう、採算性が保てなくなることから、耕作放棄地が増加することが懸念されています。対策として、ソバ栽培等に代わる栽培労力が比較的少なく、採算性もある農産物の開発、研究を新たに地域プランの取り組みに加えること。また、ソバ栽培等に代わる農産物が見つかるまでの間、単町費による現行の水田活用直接支払交付金と同等の支援を行うこと。
- (6) 農業機械の更新がネックとなって離農される方や農業を継承したいが断念される方があります。その対策として、現在、農業機械バンク制度によって、日野郡内の農業者から中古農業機械を買った場合を対象とした購入費補助制度がありますが、日野郡内から中古農業機械の出品が少なく、活用実績が少ないことが課題となっています。町内農業者のニーズにあった使いやすい補助制度となるよう、日野郡内の農業者から購入という制限を撤廃し、中古農業機械を購入した場合であれば、補助金が交付されるように制度改正を行うこと。

4 農業所得向上支援施策について

未曾有の人口減少が進む中、今後、主食用米の需要は、減少することが見込まれます。条件の良いまとまった面積がある水田等では、所得を維持できるかも知れないが、小規模農地の多い本町においては、水田の畑地化等による高収益作物の栽培を奨励し、徐々に変化を促していく必要があるものと考えます。需要に応じた食糧生産を行い、農業所得の向上を図るため、以下のとおり、提案します。

- (1) 特産品開発、研究を奨励するため、青パパイヤ研究会のような特産品開発、試験栽培、販路開拓、商品開発を行う団体へ、より一層の手厚い、きめ細やかな支援を行うこと。
- (2) 近年、ネット通販が主流となっていることから、販路開拓の支援として、ネット通販サイトへの掲載等に対する補助制度を創設すること。また、ネット販売を行うために必要なパッケージ製作、商品説明製作、商品の受注発送業務等を受託する機能を有する団体等を創設すること。
- (3) ふるさと納税返礼品として、米等の特産品があるが、税の使途事業に農業振興に関連するものがないため、使途事業に農業振興を図る事業を盛り込むこと。